

公売公告第 6 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。
令和7年6月18日
広島国税局長

記

公売の 日 時	公売の開始及び 締切の日時	令和7年9月1日から 令和7年9月5日まで
公 売 の 場 所		広島国税局
公 売 の 方 法		期間入札
開 札 の 日 時		令和7年9月8日 10時00分
開 札 の 場 所		広島国税局
売 却 決 定 の 日 時		令和7年9月26日 10時00分
売 却 決 定 の 場 所		広島国税局
買受代金の納付期限		令和7年9月26日 14時00分
権 利 移 転 の 時 期		買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。
危険負担移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。
権利移転に伴う費用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を広島国税局広島国税局徴収部特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、広島国税局徴収部特別整理第一部門にあります。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。
そ の 他 公 売 条 件 等		公売公告別紙1のとおり
公 売 財 産 の 表 示		物件情報PDFのとおり
公 売 保 証 金		
見 積 価 額		

そ の 他 公 売 条 件 等

入札書の提出方法	広島国税局宛の入札書・下松市宛の入札書・条件付合同公売財産入札用計算書を組みにして、広島国税局へ提出すること。 担当窓口への直接提出又は郵便若しくは信書便による送付による提出のいずれかとする。
公売保証金の納付	売却区分ごとに、公売保証金を以下のいずれかの方法により納付すること。 納付期限：令和7年9月5日（金）15時00分 1 指定した預金口座に振り込む方法（振込先口座は担当窓口までお問い合わせください。） 2 担当窓口で現金で納付する方法
最高価申込者の決定	最高価申込者の決定は以下のとおり行う。 日時 令和7年9月8日（月）11時00分 場所 広島国税局 ※ 公売財産が課税財産であるか否かを問わず、公売財産の売却区分ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が、見積価額以上で、かつ最高価額である者に対して行う。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法104条の2の規定により、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、以下1～3をすべて満たす者に対して、次順位買受申込者の決定を行う。 1 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であること 2 見積価額以上であること 3 最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であること
売却決定	売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行う。
次順位買受申込者に対する売却決定	次順位買受申込者に売却決定する場合は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行う。 また、この場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なる場合がある。
提出書類等	1 提出期限 令和7年9月5日（金）17時00分（必着） 2 提出書類 (1) 農地買受適格証明書 (2) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書 (3) 公売保証金の充当申出書（銀行振込みにより納付した公売保証金を買受代金に充当する場合） (4) 陳述書（買受申込者が暴力団員等に該当しない旨） (5) 本人確認書類等 イ 個人である買受申込者本人が入札の手続をする場合 不要 ロ 法人である買受申込者の法人代表者が入札の手続をする場合 法人の商業登記簿に係る登記事項証明書等 ハ 代理人に入札の手続をさせる場合 委任状（委任状は、買受申込者から提出する必要があります。）
書類の提出先 （担当窓口）	730-8521 広島市中区上八丁堀6-30 広島国税局 徴収部 特別整理第一部門 (082) 578-5955 ダイヤルイン番号 3816